

京都市訓令甲第 19 号

庁 中 一 般

区 役 所

看護短期大学

事 業 所

京都市広報広聴事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般

区 役 所

看護短期大学

事 業 所

別表会計室の項中「庶務係長」を「出納係長」に改め、同表区役所及び区役所支所の項中「区民部長」を「地域力推進室長」に、「区民部総務課長」を「地域力推進室総務・防災課長」に、「区民部総務課又はまちづくり推進課」を「地域力推進室」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局市長公室)